

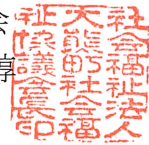
議案第 15 号

令和 5 年度一般会計資金収支決算の承認について

社会福祉法第 45 条の 28 第 3 項、及び定款第 38 条第 1 項の規定により、令和 5 年度一般会計資金収支決算について別案のとおり提出し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 22 日提出

社会福祉法人大熊町社会福祉協議会
会 長 吉 田 淳



(議案資料に関する注記)

- ・計算書類については、巻末の提出議案資料として添付しております。(別冊1)
- ・附属明細書については、巻末の提出議案資料として添付しております。(別冊2)
- ・巻末の提出議案資料として、本議案内容を要約した説明資料を添付しております。
(別冊3)

令和5年度 一般会計資金収支決算 総括表

自：令和 5年 4月 1日
至：令和 6年 3月31日

(単位：円)

事業区分	拠点区分	収入の部			支出の部			差引額 (A-B)	執行率 (B/A)	
		前年度繰越額	当年度収入額	(うち、内部取引消去)	総額 (A)	当年度支出額	(うち、内部取引消去)			総額 (B)
1.	社会福祉	4,472,708	48,155,271	(377,803) 0	52,250,176	49,415,142	(377,803) 0	49,037,339	3,212,837	93.85%
	1-1. 法人運営	2,436,611	35,404,741	- 0	37,841,352	36,695,233	- 0	36,695,233	1,146,119	96.97%
	1-2. 地域福祉支援事業	34,549	6,597,913	- 0	6,632,462	6,547,556	- 0	6,547,556	84,906	98.72%
	1-3. 避難者支援事業	12,485	211,000	- 0	223,485	212,343	- 0	212,343	11,142	95.01%
	1-4. 在宅福祉サービス事業	383,823	4,413,400	- 0	4,797,223	4,413,400	- 0	4,413,400	383,823	92.00%
	1-5. ボランティア活動事業	84,768	73,900	- -	158,668	74,696	- -	74,696	83,972	47.08%
	1-6. 共同募金配分金事業	0	213,803	- -	213,803	213,803	- -	213,803	0	100.00%
	1-7. 生活援助資金貸付事業	1,520,472	1,240,514	- 0	2,760,986	1,258,111	- 0	1,258,111	1,502,875	45.57%
2.	公益	1,116,190	127,608,525	0 (182,965)	128,541,750	127,685,201	0 (182,965)	127,502,236	1,039,514	99.19%
	2-1. 高齢者等サポート拠点運営事業	398,777	31,753,710	- (32,965)	32,119,522	31,756,229	- (32,965)	31,723,264	396,258	98.77%
	2-2. 生活支援相談員配置事業	717,413	95,854,815	- (150,000)	96,422,228	95,928,972	- (150,000)	95,778,972	643,256	99.33%
	法人計	5,588,898	175,763,796	(50,000) (377,803) (182,965)	180,741,926	177,100,343	(50,000) (377,803) (182,965)	176,489,575	4,252,351	97.65%

※・「(うち、内部取引消去)」欄は、左欄の収支額に含まれる内部取引による相殺額を示す。なお、本会では「事業・拠点・サービス」区分間繰入金収入(支出)がこれに該当する。

(参考)内部取引…拠点区分間での資金のやりとりなど、実態としての資産の増減がない法人内部の会計上の処理

・3段に分かれており、上から順に「事業区分間」「拠点区分間」「サービス区分間」の相殺額を示す。



監査報告書

令和6年5月8日

社会福祉法人大熊町社会福祉協議会
会長 吉田 淳 様

監事 門馬 一夫



監事 志賀 直行



私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1、監査の日時及び場所

- (1) 日時: 令和6年5月8日(水)
- (2) 場所: 大熊町住民福祉センター／会議室

2、監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等(事業報告及びその附属明細書)について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録について検討いたしました。

3、監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

- ① 計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての点において適正に示しているものと認めます。

